



(号外) 独立行政法人 国立印刷局

官報 目次

〔法 律〕

- 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律 (二八)
- 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律 (二九)
- 浄化槽法の一部を改正する法律 (四〇)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (四一)
- 棚田地域振興法 (四二)
- 〔政 令〕
 - 税制調査会令の一部を改正する政令 (二八)
 - 建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二九)
 - 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (三〇)
 - 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (三一)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令 (総務一五)
- 特許法施行規則等の一部を改正する省令 (経済産業一六)

〔告 示〕

- 電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示 (総務六〇)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する政令 (二八)
- 建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二九)
- 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (三〇)
- 紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示 (外務四三)

〔省 令〕

本号で公布された法令のあらまし

◇ 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律 (法律第二八号) (国土交通省)

一 航空法の一部改正關係

型式証明を受けた者等に関する規定の整備

型式証明を受けた者等による航空機の使

用者に対する情報の提供

型式証明又は第一二三条の二第一項の承認

を受けた者は、当該型式証明を受けた型式

の航空機又は当該承認を受けた設計に係る

航空機であつて耐空証明のあるものの使用

者が第一六条の規定による整備及び改造を

するに当たつて必要となる技術上の情報で

あって国土交通省令で定めるものを当該航

空機の使用者に提供するよう努めなければ

ならないこととした。(第一二三条の三関係)

(二) 本邦内に住所を有する型式証明を受けた者等による情報の収集及び報告

型式証明又は第一二三条の二第一項の承認

を受けた者であつて本邦内に住所 (法人に

あつては、その主たる事務所) を有するも

のは、当該型式証明を受けた型式の航空機

又は当該型式証明を受けた設計に係る航空機に

ついて、航空事故等その他の航空機が第一

〇条第四項の基準に適合せず、又は同項の

基準に適合しなくなるおそれがあるものと

して国土交通省令で定める事態に関する情

報を収集し、国土交通大臣にこれを報告し

なければならないこととした。(第一二三条の

四関係)

2 耐空證明の有効期間に関する規定の整備

(一) 耐空證明の有効期間に関する規制の合理化

〔(二) の認定を受けた整備規程により整備を

する航空機について、航空運送事業の用に

供する航空機と同様に、耐空證明の有効期

間を国土交通大臣が定める期間とした。(第一二三条の

四関係)

(二) 國土交通大臣による航空機の使用者が定める整備規程の認定

耐空證明のある航空機 (航空運送事業の

用に供する航空機を除く。) の使用者は、國

土交通省令で定める航空機の整備に関する事項について整備規程を定め、國土交通大臣の認定を受けることができる」とした。(第一二二条の二関係)

3

航空機の使用者に対する規定の整備

航空機の使用者に対する航空機の整備及

び改造の義務付け

耐空證明のある航空機の使用者は、航空

機の整備をし、及び必要に応じ改造をする

ことにより、当該航空機を第一〇条第四項の基準に適合するよう維持しなければならぬこととした。(第一二二条第一項関係)

(二) 航空機の使用者に対する航空機に装備する装備品等の制限

耐空證明のある航空機の使用者は、次の

いずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならないこととした。(第一二二条第二項関係)

(二) 本条第一項第六号の能力について

同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、第一

一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認する場合

とを確認した装備品等

(二) 第二〇条第一項第二号の能力について

同項の認定を受けた者が、第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(二) 第二〇条第一項第七号の能力について

同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(三) 第二〇条第一項第七号の能力について

同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

(四) その他国土交通省令で定める装備品等

航空機の使用者に対する発動機等の整備

に関する規制の廃止

耐空證明のある航空機の使用者は、当該

航空機に装備する発動機、プロペラその他

国土交通省令で定める安全性の確保のため

重要な装備品を国土交通省令で定める時間

を超えて使用する場合には、国土交通省令

で定める方法によりこれを整備しなければ

ならないこととする規制を廃止することと

した。(第一二二条)

政令第三十一号
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中第三十号の六を第三十号の七とし、第三十号の五の次に次の一号を加える。
三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
第一条第一項第二十二号中(183)を(184)とし、(184)から(185)までを(186)から(187)までとし、(187)の次に次のように加える。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令を「」に公布する。

御名 御璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三十一号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第三十号の六を第三十号の七とし、第三十号の五の次に次の一号を加える。

三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
第一条第一項第二十二号中(183)を(184)とし、(184)から(185)までを(186)から(187)までとし、(187)の次に次のように加える。

第二条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 シクロヘキサ 四 エン-1-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
第二条第一項第四十二号の二の次に次の一号を加える。

四十二の二 ジデシル（ジメチル）アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十号の六までを「」号ずつ繰り下げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「。ただし、二-(ジメチルアミノ)エチルリメタケリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号の二の次に次の一号を加える。
五十の三 二-(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二-(ジメチルアミノ)エタノール三・一%以下を含有するものを除く。
第二条第一項第六十八号の三中「製剤」の下に「。ただし、水酸化リチウム一水和物〇・二%以下を含有するものを除く。」を加える。
第二条第一項中第七十四号の六を第七十四号の七とし、第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。
七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤
第二条第一項中第九十一号の三を第九十一号の四とし、第九十一号の二の次に次の一号を加える。
九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸一一%以下を含有するものを除く。
第一条第一項第九十二号の次に次の一号を加える。
九十二の二 ヘブタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘブタン酸一一%以下を含有するものを除く。
第二条第一項第九十五号の次に次の一号を加える。
九十五の二 ベンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ベンタン酸一一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号の改正規定（製剤）の下に「。ただし、二-(ジメチルアミノ)エチルリメタケリレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十二号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条及び第九条の規定は、適用しない。

この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十二号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条及び第九条の規定は、適用しない。
前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍晋三